

令和7年1月

**「組合員資格に係る現況調査票」を提出してください**

**～組合員資格の定期的な確認～**

組合員のみなさまの資格について、定期的に確認を行い、確認にあたっては客観的な証拠書類等により確認するよう、全ての国保組合に対して厚生労働省から指導されています。

この指導を受けて当建設国保組合でも、組合員のみなさまの資格を定期的に確認しています。今年は、組合員資格の再確認の年にあたりますので、必要な書類は、提出期限(令和7年3月25日)を待たずできるだけ早く提出してください。